

令和6年度施策の動向について (報酬改定等)

大分県障害福祉課 施設支援班

はじめに



- 報酬改定に伴う、変更届の受付は4月19日(金)までです。
- 処遇改善加算の計画書(<u>郵送</u>)と福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金(<u>電子申請</u>)の提出期限は4月15日(月)までです。
- ・報酬改定の問合せは、**電話での受け付けはしておりません。** 質問は、**大分県電子申請システム**により質問を受け付けます。
- 4月1日(月)から情報公表の義務化になります。
 WAMNET(福祉・保健・医療の総合情報サイト)への登録を推奨します。

大分県のホームページ内

『<u>令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定について</u>』 のサイトにて情報更新していきますので、ご確認ください。

法改正に伴う条例改正等の概要

障害福祉サービスに関する事項

(1)利用者の意思決定の支援を推進

事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう意思 決定支援することを義務化

(2)本人の希望、就労能力や適性等に合った就労選択を推進

障害者が福祉的就労や一般就労など就労先についてより良い選択ができるよう、就 労アセスメント(本人を就労能力や適性を客観的に評価すること)により、本人の希 望等に合った選択を支援する新たなサービス(就労選択支援)を創設

(3)共同生活援助(グループホーム)の支援内容の拡大

自立した日常生活への移行を促進するため、支援内容に、**一人暮らし等を希望する者に対する支援や退去後の相談等**が含まれる旨を明文化

(4)障害者支援施設入所者の地域移行の推進

地域移行支援を推進するため、**地域移行意思確認等に関する指針の策定、地域** 移行等意向確認担当者の選任を義務化

障害児支援に関する事項

(5)障害児及び保護者の意思の尊重

(6)地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進

障害の有無にかかわらず全ての児童が共に成長できるよう、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援において、地域社会への参加や包摂(インクルージョン、他の児童も含めた集団の中で育てる)の推進を努力義務化

(7)児童発達支援センターの類型の一元化

障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられる体制整備を促進するため、類型を一元化

- (一) 福祉型・医療型の一元化
- 二 福祉型の3類型 (障害児、難聴児、重度心身障害児)の一元化

(8)入所施設障害児の地域移行の推進

早期からの計画的な移行支援を推進するため、15歳以上の入所児童に対する移行支援計画の作成を義務化

障害者総合支援法施行規則・児童福祉法施行規則の一部改正事項

(9)障害福祉サービス事業者・一般相談支援事業者の指定又は更新における市町村の意見申出 市町村は、市町村障害福祉計画との調整を図る見地から指定又は更新を行うに当たり条件を付することを求めることが可能

(10) 地域生活支援拠点等において対処し、又は備える事態

地域生活障害者等からの相談や支援するための体制の確保その他の必要な措置について関係機関との連携及び調整を行い、又はこれに併せて当該事態が生じたときにおける宿泊場所の一時的な提供その他の必要な支援について**市町村の努力義務化**

(11) 一般就労中の就労系障害福祉サービスの利用

通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由(休職から復職を図ろうとする等)の場合は、一時的に就労移行支援及び就労継続支援のサービスを利用が可能。支給決定の有効期間は、1月間から6月間の範囲内で月を単位として**市町村が定める期間とする**。

施行日: 令和6年4月1日 ただし、3(2)は令和7年10月予定、また、3(4)は令和8年3月31日まで、3(8)は令和9年3月31日まで努力義務

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な考え方

P5~7

喫緊かつ重要な課題である人材確保対策について必要な処遇改善を行うとともに、**障害者が希望する地域生活の実** 現、多様なニーズに応える専門性・体制の評価、支援時間・内容を勘案したきめ細かい評価、アウトカムに基づく評価 等について、取り組んでいく必要がある。このため、以下の基本的な考え方に基づき、各サービスの報酬・基準について の見直しを行う。

I 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

1. 障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実

- 障害者支援施設のすべての入所者に対して、地域移行の意向を確認。 グループホームの見学、地域活動への参加等を評価
- 施設から地域移行した者がいる場合に加算で評価
- 地域生活支援拠点等の機能の充実を図るため、障害者の緊急時の受入れ や地域移行の推進に取り組む相談支援事業者を評価
- グループホームにおける食材料費等の適切な管理の徹底、外部の目を 定期的に入れる取組
- 居宅介護及び重度訪問介護の国庫負担基準について、介護保険対象者の 区分の追加や単位の見直しを実施
- 高次脳機能障害を有する者への支援に対する評価
- 相談支援における医療等の多機関連携のための各種加算の拡充
- 強度行動障害を有する児者を支援する「中核的人材」の配置や「集中的 支援」について評価

2. 医療と福祉の連携の推進

- 医療的ケアが必要な者への喀痰吸引や入浴支援等の促進
- 福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者の受入れを促進
- 入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の 利用について、障害支援区分4及び5の利用者も対象に追加
- 感染症発生時に備えた医療機関との連携強化

3. 精神障害者の地域生活の包括的な支援

- 多職種による包括的支援を中心とした、回復期の入院患者に対する医療 や入退院の支援等を含めた医療提供体制の評価
 - ※ 診療報酬改定については、中医協において議論

Ⅱ 社会の変化等に伴う障害児・障害者の ニーズへのきめ細かな対応

1. 障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築

- 児童発達支援センターの機能強化
- 児童発達支援・放課後等デイサービスにおける総合的な支援の推進、 時間区分創設、関係機関との連携強化
- 支援ニーズの高い児への支援や家族支援の評価拡充
- インクルージョンの取組や保育所等訪問支援の評価拡充
- 障害児入所施設の家庭的な環境確保や移行支援の充実

2. 障害者の多様なニーズに応じた就労の促進

- 就労継続支援A型の生産活動収支の改善等を評価
- 就労継続支援B型における平均工賃月額の向上を評価
- 就労選択支援の円滑な実施のための人員配置基準等の設定

Ⅲ 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し

- 処遇改善加算の一本化。必要な水準とあわせ、処遇改善に構造的につながる仕組みを構築
- 障害者支援施設における見守り機器導入による加算要件の緩和
- 事業者が提出する各種様式等の簡素化・標準化
- 経営実態調査を踏まえた経営状況やサービスの質に応じた評価を行う ための基本報酬の見直し
- 生活介護の基本報酬設定にサービス提供時間毎の区分を追加
- 補足給付の基準費用額について経営実態調査等の結果を踏まえた見直

福祉・介護職員等処遇改善加算について①

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

概要

- 障害福祉現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。
- 福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
- 就労定着支援の就労定着支援員、自立生活援助の地域生活支援員、就労選択支援の就労選択支援員を、処遇改善加算等の対象に加える。

単位数

※ 福祉・介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に、以下の加算率を乗じる。 加算率は、サービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善						
リー こ 人 区 力	1	П	III	IV			
居宅介護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%			
重度訪問介護	34.3%	32.8%	27.3%	21.9%			
同行援護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%			
行動援護	38.2%	36.7%	31.2%	24.8%			
重度障害者等包括支援	22.3%		16.2%	13.8%			
生活介護	8.1%	8.0%	6.7%	5.5%			
施設入所支援	15.9%		13.8%	11.5%			
短期入所	15.9%		13.8%	11.5%			
療養介護	13.7%	13.5%	11.6%	9.9%			
自立訓練(機能訓練)	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%			
自立訓練(生活訓練)	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%			
就労選択支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%			
就労移行支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%			
就労継続支援 A 型	9.6%	9.4%	7.9%	6.3%			

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善						
ゲーこへ区別	I	Ш	III	IV			
就労継続支援B型	9.3%	9.1%	7.6%	6.2%			
就労定着支援	10.3%		8.6%	6.9%			
自立生活援助	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%			
共同生活援助(介護サービス包括型)	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%			
共同生活援助(日中サービス支援型)	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%			
共同生活援助(外部サービス利用型)	21.1%	20.8%	19.2%	15.2%			
児童発達支援	13.1%	12.8%	11.8%	9.6%			
医療型児童発達支援	17.6%	17.3%	16.3%	12.9%			
放課後等デイサービス	13.4%	13.1%	12.1%	9.8%			
居宅訪問型児童発達支援	12.9%		11.8%	9.6%			
保育所等訪問支援	12.9%		11.8%	9.6%			
福祉型障害児入所施設	21.1%	20.7%	16.8%	14.1%			
医療型障害児入所施設	19.1%	18.7%	14.8%	12.7%			

(注) 令和6年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の 改定による加算率の引上げを受けることができる等の激変緩和措置を講じる。

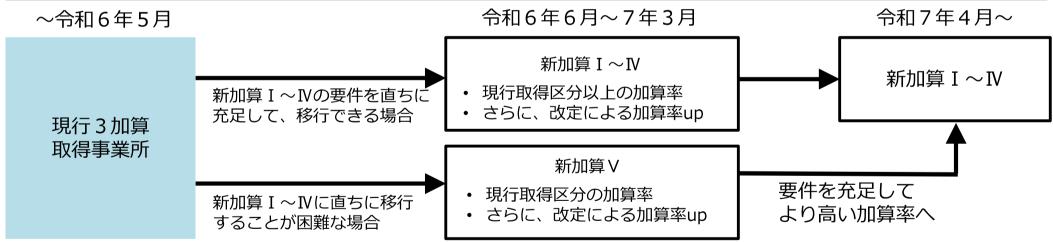
算定要件等

- 新加算(I~IV)は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。(福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。)
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
 - ※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、ベースアップ等支援加算相当 分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率 (※))	 既存の 		対応する現行の加算等 (※)	新加算の趣旨		
[8.1%]	新加算(福	Ι	新加算(II)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること(生活介護の場合、介護福祉士25%以上等)	a. 処遇改善加算(I) 【4.4%】 b. 特定処遇加算(I) 【1.4%】 c. ベースアップ等支援加算 【1.1%】			
[8.0%]	祉・介護職	п	新加算(Ⅲ)に加え、以下の要件を満たすこと。 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】(令和7年度) 	a. 処遇改善加算(I) 【4.4%】 b. 特定処遇加算(Ⅱ) 【1.3%】 c. ベースアップ等支援加算 【1.1%】	総合的な職場環境 改善による職員の 定着促進		
[6.7%]	員等処遇改善加	Ш	新加算 (IV) に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算(I) 【4.4%】 b. ベースアップ等支援加算 【1.1%】	資格や経験に応じ た昇給の仕組みの 整備		
【5.5%】	善加 算)	IV	 新加算(IV)の1/2(2.7%)以上を月額賃金で配分 職場環境の改善(職場環境等要件)【見直し】(令和7年度) 賃金体系等の整備及び研修の実施等 	a. 処遇改善加算(II) 【3.2%】 b. ベースアップ等支援加算 【1.1%】	福祉・介護職員の 基本的な待遇改 善・ベースアップ 等		

※令和7年3月まで経過措置あり!

- 〇 現行の一本化後の新加算 I \sim IV に直ちに移行できない事業所のため、激変緩和措置として、新加算 V $(1\sim14)$ を令和 7 年 3 月までの間に限り設置。
- 新加算 V は、令和 6 年 5 月末日時点で、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算(現行 3 加算)のうちいずれかの加算を受けている事業所が取得可能(新加算 I ~ IVのいずれかを取得している場合を除く。)。
- 新加算 V は、**現行 3 加算の取得状況に基づく加算率を維持**した上で、**今般の改定による加算率の引上げを受ける**ことができるように する経過措置。
- 新加算 V の配分方法は、加算 I ~IVと同様、福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。



※加算率は生活介護の例。

福祉・介護職員等処遇改善加算 の加算率及び算定要件	V (1)	V (2)	V (3)	V (4)	V (5)	V (6)	V (7)	V (8)	V (9)	V (10)	V (11)	V (12)	V (13)	V (14)
(対応する現行3加算の区分)	7.0%	6.9%	6.9%	6.8%	5.8%	5.7%	5.5%	5.6%	5.4%	4.4%	4.4%	4.3%	4.1%	3.0%
福祉・介護職員処遇改善加算	I	П	I	П	П	П	Ш	I	Ш	Ш	П	Ш	Ш	Ш
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	I	I	П	П	I	П	I	算定なし	П	I	算定なし	П	算定なし	算定なし
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	質字ナン」	質定なり	質定がし	質定なり	質定がし	質定がし	質定ねり	質定がし	質定あり	質定がし	算定なし	質定がし	質定あり	算定なし

福祉・介護職員処遇改善加算等の問合せ先

【コールセンター】

厚生労働省相談窓口

電話番号:050-3733-0230

(受付時間:9:00~18:00(土日含む))

処遇改善加算の計画書(<u>郵送</u>)の提出期限は 4月15日(月)までです。 ○ 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活 支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、 機能の充実を図る。

① 情報連携等のコーディネート機能の評価

○ 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を 創設する。(別紙参照)

【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 **500単位/月** *拠点コーディネーター1名につき100回/月を上限 (地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援)



② 緊急時の重度障害者の受入機能の充実

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因 して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。 【新設】通所系サービス 緊急時受入加算 **100単位/日**
- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する短期入所事業所において、医療的ケア児等の重度障害者を受け入れた場合に加算する。 【現行】短期入所(加算)100単位/日 *拠点位置づけのみ 【見直し後】短期入所(加算)200単位/日 *連携調整者配置
- ※ 地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。(訪問系サービス等)

③ 地域移行に向けた動機付け支援に係る評価



【新設】施設入所支援 地域移行促進加算(Ⅱ) 60単位/日

詳細については、各市町村にお問合せください。

P10

強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

①強度行動障害を有する者の受入体制の強化

【重度障害者支援加算(生活介護・施設入所支援)】

- 区分6以上行動関連項目10点以上の報酬区分を新設する。
- 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者の加配要件を廃止し、 生活支援員に占める割合での評価とする(体制加算部分は廃止)。(現行)基準及び人員配置体制加算の配置数に加えて配置される基礎 研修修了者1人(4時間程度以上)につき、利用者5人まで算定可 (見直し後)生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20%以上

【重度障害者支援加算(短期入所)】

- 区分4,5の報酬区分を新設する。
- 標準的な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者が作成した支援計画シート等により適切な支援を行った場合の評価を新設する(基礎研修修了者の配置のみの加算部分は廃止)。 【重度障害者支援加算(共同生活援助)】
- 共同生活援助での受入体制を強化するため、利用者の状態や環境の変化等に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。【重度障害者支援加算(共通)】
- 生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助において、行動関連項目の合計点が18点以上の者を受入れて中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合にさらに加算する。

②状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

○ 高度な専門性により地域を支援する人材(広域的支援人材)が、事業所等を集中的に訪問等(情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む)し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進め、支援を行った場合の評価を新設する。※期間は3か月を限度

【新設】集中的支援加算

- ・広域的支援人材が訪問等した場合の評価 1,000単位/回(月に4回を限度)
- ・状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価 500単位/日



	区分4以上か ※実践研修M		【 新設】18 点 ※中核的人材養成	以上の場合 研修修了者配置	区分6以上为 ※実践研修		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置		
生活介護・	受入・体制	初期	個別支援 初期		【新設 】受入・体制	【新設 】初期	個別支援 初期		
施設入所支援	180単位	4 0 0 単位	+ 1 5 0 単位 + 2 0 0 単位		360単位	5 0 0 単位	+ 1 5 0 単位 + 2 0 0 単位		
短期入所	【 新設 】受入 30単位	【 新設 】体制 + 7 0 単位	個別 + 5 0		受入 5 0 単位	【新設 】体制 + 1 0 0 単位		支援) 単位	
共同生活援助	受入・体制	【 新設 】初期	個別支援	初期	受入・体制	【 新設 】初期	個別支援	初期	
	1 8 0 単位	400単位	+ 1 5 0 単位	+ 2 0 0 単位	3 6 0 単位	5 0 0 単位	+ 1 5 0 単位	+ 2 0 0 単位	

③行動援護における短時間の支援の評価等

○ 二一ズの高い短時間の支援を評価する(長時間の支援は見直し)。

【行動援護の基本報酬】(例)

- ・所要時間30分以上1時間未満の場合
- (現行) 407単位 → (見直し後) 437単位
- ・所要時間5時間30分以上6時間未満の場合(現行)1,940単位 → (見直し後)1,904単位
- 特定事業所加算に以下の要件を追加する。
- ・医療・教育等の関係機関との連携・行動関連項目18点以上の者の受入れ
- ・中核的人材養成研修を修了したサービス提供責任者の配置

④ 重度障害者等包括支援における専門性の評価等

○ 訪問系サービスにおいて有資格者による支援を評価する。

【新設】有資格者支援加算 60単位/日(1人1日当たり)

○ 複数のサービス事業者による連携した支援を評価する。

【新設】外部連携支援加算 200単位/回(月4回を限度)

障害者の意思決定支援を推進するための方策

意思決定支援の推進(運営基準への位置づけ)

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、<u>相談支援及び障害福祉サー</u> ビス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

【取扱方針】

· 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。**

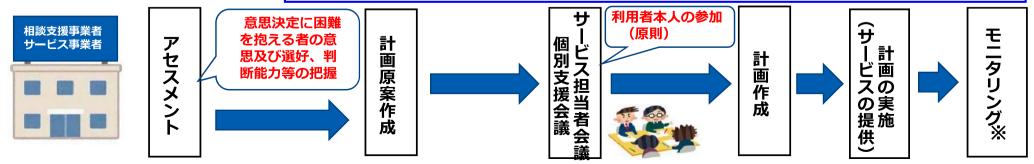
【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- ・ <u>利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮</u>しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での<u>適切な支援内容の</u> 検討をしなければならない。
- ・ 利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)に当たり、<u>利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合</u>には、適切に意思決定支援を行うため、**当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握**しなければならない。
- ・ 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、<u>利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対</u> する**意向等を改めて確認**する。
- ※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

【サービス管理責任者の責務】

- ・サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。
- ※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

(参考)障害者の意思決定支援のプロセス 相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示

虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業 所等について、虐待防止措置未実施減算(所定単位数の1%を減算)を創設。

(参考) 障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。
- (※)施設・居住系:障害者支援施設(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自 立訓練

訪問・通所系:居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く)、就労 選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保

育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く)

(参考)身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

本人の意向を踏まえたサービス提供(同性介助)

○ 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

<各種様式等の簡素化・標準化>

- 障害福祉分野における各種様式については、規制改革実施計画(令和5年6月16日閣議決定)において、「障害福祉サービス等事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、(中略)地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書(中略)について、標準様式及び標準添付書類(以下「標準様式等」という。)を作成すること」、「標準様式等に関する検討結果を踏まえ(中略)電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備について検討する」とされている。
- このため、**令和5年度中にサービス類型ごとに、標準様式等を作成**することとしており、標準様式等を作成後、地方公共団体に対して 活用を促し、令和6年度以降、その普及の状況等を踏まえ、標準様式等の使用の基本原則化について検討を行うこととしている。
- また、令和6年度に「電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備」に向けた検討を実施する予定。

〈標準様式等のイメージ(指定申請の場合)〉

- ・現行の地方公共団体の申請様式等の構成を整理し、サービス類型を通じて共通の申請書、各サービス毎に記載が必要な事項をまとめた付表及び添付書類の一覧を作成する。
- ①指定申請書本体(サービスに関わらず共通の事項を記載)
- ②付表(各サービスごとに必要な項目を記載)
- ③添付書類の一覧(①や②の記載事項が正しいかを確認するための挙証資料)

考えられる添付書類:登記の写し、従業員との雇用契約書、財務諸表 など

<見守り支援機器導入による夜勤職員配置体制加算の要件の緩和>

- 見守り支援機器を導入したうえで入所者の支援を行っている障害者支援施設について、夜勤職員配置体制加算の要件を緩和 (現行)前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合 夜勤**2人**以上
 - ⇒ 見守り機器を入所者数の15%以上設置:前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合 夜勤**1.9人**以上 等

<管理者の兼務範囲の見直し・テレワークの取扱いの明確化>

- 管理者の責務として、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を常時適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことを示しつつ、訪問系サービス等の管理者について、こうした責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあっては、**同一敷地内等に限らず兼務できる旨を示す。**
- <u>管理者について、管理上支障が生じない範囲内においてテレワークを行うことが可能</u>であることを示す。また、<u>管理者以外の職種又は業</u> 務について、テレワークについて具体的な考え方を示す。

概要

【全サービス】

○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

減算単位

業務継続計画未策定減算【新設】

- ・100分の3に相当する単位数を減算 (療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)
- ・100分の1に相当する単位数を減算

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、 就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、 放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

算定要件

- 以下の基準に適応していない場合、所定単位数を減算する。
 - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務 再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
 - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
 - ※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

① 感染症発生時に備えた平時からの対応

〈運営基準の見直し〉

- 〇 障害者支援施設等(障害者支援施設、グループホーム、(福祉型)障害児入所施設)について、新興感染症の発生時等に感染者の対応を行う協定締結医療機関 (*) と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めることを努力義務化
- 協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関と利用者の急変時等の対応等の取り決めを行う中で、新興感染 症の発生時等における対応についても協議を行うことを義務化

<報酬による評価>

- 障害者支援施設等について、感染症発生時における施設内感染を防止する観点や感染者への医療提供を迅速に行う体制を平時から構築していく観点から、以下の①~③の要件を満たしている場合に評価。 (I)
 - ① 新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する協定締結医療機関との連携体制を構築していること
 - ② 協力医療機関等と感染症発生時の対応を取り決めるとともに、軽症者等の施設において対応可能な感染者については、協力医療機関等との連携の上で施設において療養することが可能であること
- ③ 感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指 導を受けること
- 医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上実地指導を受けている場合に評価。

 (Ⅱ)
- (*)協定締結医療機関…令和4年12月に成立した感染症法等の改正により、都道 府県は、新興感染症等の対応を行う医療機関と協議を行い、 感染症に係る協定を締結することとしている。

【新設】

障害者支援施設等感染対策向上加算(I) 10単位/月障害者支援施設等感染対策向上加算(II) 5単位/月

② 新興感染症等の発生時に施設内療養を行う障害者支援施設等への対応

- 新興感染症等の発生時に、施設内で感染した障害者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大時の施設等における生活 継続等の対応として、必要な体制を確保した上で施設内療養を行った場合に評価。
- ※ 対象の感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定

【新設】

新興感染症等施設療養加算 240単位

概要

【全サービス】

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。
- また、施行規則において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、 情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

減算単位

情報公表未報告減算【新設】

- ・100分の10に相当する単位数を減算 (療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、 障害児入所施設)
- ・100分の5に相当する単位数を減算

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、 就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、 医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービス を除く))

算定要件

○ 障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数を減算する。

都道府県等による確認

○ 都道府県知事(指定都市又は中核市にあっては、当該指定都市又は中核市の市長)は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

- 児童発達支援センターを中核に、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めるとともに、 地域の障害児支援体制の充実を図る
 - (①障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備 ②児童発達支援センターの機能・運営の強化)

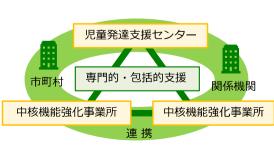
①障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備

- **児童発達支援センターの基準・基本報酬**について、福祉型・医療型の類型を一元化するとともに、福祉型における3類型(障害児、難聴児、 重症心身障害児)の区分も一元化
 - 一元化後の新たな基準・基本報酬は、現行の福祉型(障害児)を基本に設定
 - ・ 児童発達支援センターが治療を併せて行う場合には、旧医療型で求めていた医療法に規定する診療所に必要とされる基準を求める
 - ・ 3年(令和9年3月31日までの間)の経過措置期間を設け、この間、一元化前の旧基準に基づく人員・設備等による支援を可能とする。この場合に算定する基本報酬・加算について、現行の基本報酬と今回の報酬改定の内容を踏まえて設定

②児童発達支援センターの機能・運営の強化

- 専門人材を配置して地域の関係機関と連携した支援の取組を進めるなど、4つの機能(※)を発揮して地域の障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターについて、中核拠点型と位置付けて、体制や取組に応じて段階的に評価(**中核機能強化加算**)
 - (※) ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - ②地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
 - ③地域のインクルージョンの中核機能
 - ④地域の発達支援に関する入口としての相談機能
- 児童発達支援センターが未設置の地域等において、センター以外の事業所が中核的な役割を担う場合に評価(中核機能強化事業所加算)

児童発達支援センター等を中核とした地域の支援体制の整備・強化



【体制の例】

- ・1 (又は複数) の児童発達支援センター が中核拠点型として機能を発揮
- ・それぞれ専門性や強みを持つ児童発 達支援センターと地域の事業所が連携し て機能を発揮
- ・センターが未設置の場合等に、地域の 中核となる1の事業所が機能を発揮
- ・それぞれ専門性や強みを持つ地域の 複数の事業所が連携して機能を発揮

児童発達支援センター(中核拠点型)

新設《中核機能強化加算》22~155単位/日

※ 市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援 センターにおいて、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業 所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと 家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

(I) イ+ロ+八全てに適合 体 55~155単位/日 制 ------取 (II) イ+ロ 44~124単位/日

(Ⅲ) イ又は口

ハ **多職種連携**による専門的な支援体制・取組 (保育士・児童指導員、PT、OT、ST、心理、看護等

□ **障害児支援の専門人材**の配置・取組(障害特性を 踏まえた専門的支援・チーム支援、人材育成等)

はロ 22~ 62単位/日 イ **地域支援や支援のコーディネートの専門人材**の配置・ 取組(関係機関連携・インクルージョンの推進等)

基本 要件

|●地域における中核機関としての体制・取組

・市町村との連携体制、幅広い発達段階に対応する体制、インクルージョン推進体制、 相談支援体制等の確保、取組内容の公表、外部評価の実施、職員研修の実施等

児童発達支援事業所・放課後等デイサーと、ス(中核機能強化事業所)

新設《中核機能強化事業所加算》75~187単位/日

※ 市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける事業所において、 専門人材を配置して、自治体や地域の関係機関等との連携体制を確保しな がら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組 んだ場合

2. 質の高い発達支援の提供の推進①

- 適切なアセスメントとこどもの特性を踏まえた総合的な支援・専門的な支援や関係機関との連携強化等を進め、個々の特性や 状況に応じた質の高い発達支援の提供を推進する
 - (①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等 ②関係機関との連携の強化 ③将来の自立等に向けた支援の充実、④その他)

①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等 【児童発達支援

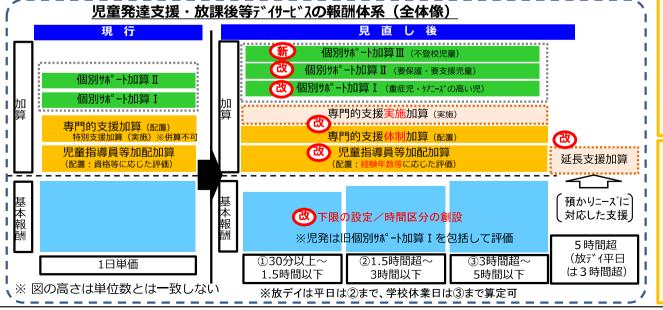
【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 支援において、5領域(※)を全て含めた**総合的な支援**を提供することを基本とし、支援内容について事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で提供することを求める**《運営基準》**
 - (※)「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」
- 5 領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示す**支援プログラム**の作成・公表を求める**《運営基準》**とともに、**未実施減算**を設ける

新設《支援J°ログラム未公表減算》

所定単位数の85%算定 ※令和7年4月1日から適用

- **児童指導員等加配加算**について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、配置形態(常勤・非常勤等)や経験年数に応じて評価
- 〇 **専門的支援加算**及び**特別支援加算**について、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施 について、2段階で評価
- **基本報酬**について、極めて短時間の支援(30分未満)は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、**支援時間による区分**を設ける
 - ・ 支援時間による区分は「30分以上1時間30分以下」「1時間30分超3時間以下」「3時間超5時間以下」の3区分とする(放課後等ディサービスにおいては、 「3時間超5時間以下」は学校休業日のみ算定可)
 - ・ 5時間(放デイ平日は3時間)を超える長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として同加算により評価
- 自己評価・保護者評価について、実施方法を明確化する《運営基準》



《児童指導員等加配加算》

[現行] 理学療法士等を配置 75~187単位/日

児童指導員等を配置 49~123単位/日 その他の従業者を配置 36~ 90単位/日

[改定後] 児童指導員等を配置

常勤専従・経験5年以上 75~187単位/日

常勤専従・経験5年未満 59~152単位/日

常勤換算・経験5年以上 49~123単位/日

常勤換算・経験5年未満 43~107単位/日

その他の従業者を配置 36~90単位/日

《専門的支援加算・特別支援加算》

「現行】 〇専門的支援加算

理学療法士等を配置 75~187単位/日

児童指導員を配置 49~123単位/日 ○特別支援加算 54単位/回

[改定後]〇専門的支援体制加算 49~123単位/日

専門的支援実施加算 150単位/回

(原則月4回まで。利用日数等に応じて最大6回まで) ・理学療法士等を配置 (放デイは2回~6回まで)

※体制加算:理学療法士等を配置 (放デイは2回~6回まで) 実施加算:専門人材が個別・集中的な専門的支援を計画的に実施

②関係機関との連携の強化 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

〇 **関係機関連携加算**について、対象となる関係機関に医療機関や児童相談所等を含めるとともに、個別支援計画作成時以外に情報連携を 行った場合に評価

《関係機関連携加算》

「現行]

- (I) 200単位/回(月1回まで)保育所や学校等と連携し 個別支援計画を作成等
- (Ⅱ) 200単位/回(1回まで)
- 就学先・就職先と連絡調整

[改定後]

- (I) <u>250単位/回</u>(月1回まで)保育所や学校等と連携し個別支援計画を作成等
- (Ⅱ) 200単位/回(月1回まで)保育所や学校等とⅠ以外で情報連携
- (Ⅲ) 150単位/回(月1回まで)児童相談所、医療機関等と情報連携
- (IV) 200単位/回(1回まで) 就学先・就職先と連絡調整
- 〇 セルフプランで複数事業所を併用する児について、事業所間で連携し、こどもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に評価 **(事業所間連携加算)** ※併せて、障害児支援利用計画(セルフプラン)と個別支援計画を自治体・事業所間で共有して活用する仕組みを設ける

新設《事業所間連携加算》

- (I) (中核となる事業所)500単位/回(月1回まで)
- (Ⅱ) (連携する事業所) 150単位/回(月1回まで)
- ※(I)会議開催等による事業所間情報連携、家族への相談援助 や自治体との情報連携等を実施
 - (Ⅱ)情報連携に参画、事業所内で情報を共有し支援に反映



③将来の自立等に向けた支援の充実

【放課後等デイサービス】

- こどもの状態等も踏まえながら、通所や帰宅の機会を利用して自立に向けた支援を計画的に行った場合に評価 (通所自立支援加算)
- 高校生について、学校や地域との連携の下、学校卒業後の生活を見据えた支援を行った場合に評価(**自立サポート加算**)

新設《通所自立支援加算》60単位/回(算定開始から3月まで)

※学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、 職員が付き添って計画的に支援を行った場合

新設《自立サポート加算》100単位/回 (月2回まで)

※高校生(2年・3年に限る)について、学校や地域の企業等と連携しながら、 相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合

4)その他

- 事業所に対し、障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、個別支援計画の作成、個別支援会議の実施、支援の提供 を進めることを求める**《運営基準》**【障害児支援全サービス】
- 令和5年度末までの経過措置とされていた**児童発達支援センターの食事提供加算**について、栄養面など障害児の特性に応じた配慮や、食育的は観点からの取組等を求めるとともに、取組内容に応じた評価とする見直しを行った上で、令和9年3月末まで経過措置を延長 38

- 医療的ケア児や重症心身障害児、強度行動障害を有する児をはじめ、より専門的な支援が必要な障害児への支援の充実を図り、 障害特性に関わらず地域で安心して暮らし育つことができる環境整備を進める
 - (①医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実 ②強度行動障害を有する児への支援の充実 ③ケアニーズの高い児への支援の充実
 - ④不登校児童への支援の充実 ⑤居宅訪問型児童発達支援の充実)

①**医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実** 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

喀痰吸引等が必要な障害児に対する認定特定行為業務従事者による支援を評価する**医療連携体制加算(VII)**について、評価を見直す とともに、主として重症心身障害児に対して支援を行う事業所においても算定可能とする

《医療連携体制加笪(VII)》

[現行] 100単位/日



「改定後] 250単位/日

※主として重症児を支援する事業所の場合にも算定可能とする

- **主として重症心身障害児に対し支援を行う事業所の基本報酬**について、定員による区分設定を、1人単位刻みから3人単位刻みとする。 なお、同事業所の基本報酬については時間区分創設の見直しは行わない
- 医療的ケア児や重症心身障害児に、発達支援とあわせて**入浴支援**を行った場合に評価 (入浴支援加質)

新設《入浴支援加算》55単位/回(月8回まで) ※放デイは70単位/回

送迎加算について、こどもの医療濃度等も踏まえて評価

《送迎加笪》

[現行] 障害児 54単位/回

医療的ケア児 +37単位/回

(※) 医療的ケア区分による基本報酬の事業所のみ算定可 看護職員の付き添いが必要

【児発センター、主として重症児を支援する事業所の場合】 重症心身障害児 37単位/回

(※) 職員の付き添いが必要

[改定後]

障害児 54単位/回 重症心身障害児 +40単位/回 医療的ケア児 + 40単位 又は +80単位/回

(※) 医療的ケア区分による基本報酬以外の事業所でも算定可

【児発センター、主として重症児を支援する事業所の場合】 重症心身障害児 40単位/回

16点以上の場合

80:医療的ケアスコア

40単位 又は 80単位/回 医療的ケア児

- (※) 医療的ケア児については医療的ケアが可能な職員の付き添いが必要
- (※) 重症心身障害児については、職員の付き添いが必要
- **居宅介護の特定事業所加算**の加算要件(重度障害者への対応、中重度障害者への対応)に、医療的ケア児及び重症心身障害児を追加
- 共生型サービスにおいて、医療的ケア児に対して支援を行った場合 (こ評価(共生型サードス医療的ケア児支援加算)

新設《共生型サービス医療的ケア児支援加算》

400単位/日 (※) 看護職員等を1以上配置

②強度行動障害を有する児への支援の充実

【児童発達支援・放課後等デイサービス】

強度行動障害児支援加算について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実する。放課後等デイサービス において、専門人材の支援の下、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価を見直す

《強度行動障害児支援加算》 [現行] 155単位/日

※基礎研修修了者を配置し、強度行動障害を有する児 (児基準20点以上) に対して支援



[改定後] (I) (児基準20点以上) 200単位/日

> (Ⅱ) (児基準30点以上) 250単位/日(※放デイのみ) 加算開始から90日間は+500単位/日

※実践研修修了者(Ⅱは中核的人材)を配置し、支援計画を作成し支援

※このほか、放課後等デイサービスの個別サポート加算(I)においても評価を充実。また、集中的支援加算(1000単位/日(月4回まで))も創設

③ケアニーズの高い児への支援の充実

【児童発達支援・放課後等デイサービス】

○ **児童発達支援の個別サポート加算(Ⅰ)**について、基本報酬に包括化して評価することとした上で、著しく重度の障害児が利用した場合を 評価

《個別サポート加算(I)》 「現行」100単位/日

※乳幼児等サポート調査表で食事・排せつ・入浴・移動が一定の 区分に該当する児に対して支援(主として重症児除く)

「改定後」120単位/日

※重症心身障害児等、著しく重度の障害児に対して支援 (主として重症児除く)

○ 放課後等デイサービスの個別サポート加算(I)について、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、 著しく重度の障害児が利用した場合の評価を見直す

《個別サポート加算(I)》 「現行」100単位/日

※著しく重度(食事・排せつ・入浴・移動のうち3以上が全介 助)又はケアニーズの高い(就学時サポート調査表で13点以上)児に 対して支援(主として重症児除く)



[改定後] ケアニーズの高い障害児に支援 90単位/日 同 基礎研修修了者を配置し支援 120単位/日 著しく重度の障害児に支援 120単位/日 (主として重症児除く)

個別サポート加算(Ⅱ)について、こども家庭ヤンターやサポートプランに基づく支援との連携を推進しつつ、評価を見直す

《個別サポート加算(Ⅱ)》「現行] 125単位/日

※要保護・要支援児童に対し、児相等と連携して支援



「改定後] 150単位/日

※要保護・要支援児童に対し、児相やこ家セン等と連携して支援

人工内耳を装用している児に支援を行った場合を評価

《人工内耳装用児支援加算》

[現行] 445~603単位/日

※主として難聴児を支援する児発センターにおいて支援する場合



「改定後」

(I) 児発センター(聴力検査室を設置) 445~603単位/日

(Ⅱ) その他のセンター・事業所 150単位/日

※医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し計画的に支援

○ **視覚・聴覚・言語機能に重度の障害のある児**に対して、意思疎通 に関して専門性を有する人材を配置して支援を行った場合を評価 (視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算)

新設《視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算》100単位/日

4 不登校児童への支援の充実

【放課後等デイサービス】

○ 放課後等デイサービスにおいて、不登校児童に対して、通常の発達支援に加えて、 学校との連携を図りながら支援を行った場合を評価(個別サポート加算(Ⅲ))

新設《個別サポート加算(Ⅲ)》70単位/日 ※放デイのみ

⑤居宅訪問型児童発達支援の充実

※見直し内容については、5. インクルージョンの推進(保育所等訪問支援の充実)等を参照

- 支援において5領域を全て含めた**総合的な支援**を提供することや、事業所の**支援プログラムの作成・公表**等を求める
- 効果的な支援の確保・促進(**支援時間の下限**の設定、**訪問支援員特別加算**の見直し、**多職種連携支援加算**の新設)
- 強度行動障害の支援スキルのある訪問支援員が専門的な支援を行った場合を評価(**強度行動障害児支援加算**の新設)
- 障害児の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合を評価(**家族支援加算**の新設)

- 養育支援や預かり二一ズへの対応など、保護者・きょうだいへの家族支援を推進し、家族全体のウェルビーイングの向上を 図る(①家族への相談援助等の充実 ②預かりニーズへの対応)
- ①家族への相談援助等の充実 【児童発達支援・放課後等デイサービス】 ※保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援においても、家族支援の評価を充実
- **家庭連携加算**(居宅への訪問による相談援助)と**事業所内相談支援加算**(事業所内での相談援助)について、統合し、かうかによる相談援助を 含め、個別とグループでの支援に整理して評価。きょうだいも相談援助等の対象であることを明確化

《家庭連携加算・事業所内相談支援加算》

「現行」《家庭連携加算》

居宅訪問 280単位(1時間未満187単位)/回(月4回まで)

《事業所内相談支援加算》

(I) (個別相談) 100単位/回(月1回まで)

(Ⅱ) (グループ) 80単位/回(月1回まで)



[改定後] 《家族支援加算》(I・Ⅱ それぞれ月4回まで)

(I) 個別の相談援助等 居宅訪問 <u>300単位</u>(1時間未満<u>200単位</u>)/回 施設等で対面 100単位/回

がはませんが出していませんでは、 オンライン 80単位/回

〇 家族が支援場面等を通じて、こどもの特性や、特性を踏まえた こどもへの関わり方等を学ぶことができる機会を提供した場合に 評価**(子育てサポート加算)** 新設《子育てサポート加算》80単位/回(月4回まで)

※保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、 特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

②預かり二一ズへの対応 【児童発達支援・放課後等ディサービス】

○ 基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定することとあわせて、**延長支援加算**を見直し、一定の時間区分を超えた時間帯 の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価

《延長支援加算》

[現行]障害児重症心身障害児延長1時間未満61単位/日128単位/日同1時間以上2時間未満92単位/日192単位/日同2時間以上123単位/日256単位/日

※営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において 支援を行った場合(人員基準により置くべき直接支援職員1名以上 を配置) [改定後]

障害児 <u>重症心身障害児・医療的が児</u>

延長1時間以上2時間未満 92単位/日 192単位/日 同2時間以上 123単位/日 256単位/日

(延長30分以上1時間未満 61単位/日 128単位/日)

※基本報酬における最長の時間区分に対応した時間(児発:5時間、 放デイ:平日3時間・学校休業日5時間)の発達支援に加えて、当該支援の 前後に預かりニーズに対応した支援を行った場合(職員2名以上(うち1名 は人員基準により置くべき職員(児童発達支援管理責任者含む)を配置) なお、延長30分以上1時間未満の単位は、利用者の都合等で延長時間が 計画よりも短くなった場合に限り算定可

- 保育所等への支援を行いながら併行通園や保育所等への移行を推進するなど、インクルージョンの取組を推進し、障害の有無 に関わらず全てのこどもが共に育つ環境整備を進める
 - (①児童発達支援・放課後等デイサービスにおけるインクルージョンに向けた取組の推進 ②保育所等訪問支援の充実)

①児童発達支援・放課後等デイサービスにおけるインクルージョンに向けた取組の推進

- 事業所に対し、併行通園や保育所等への移行等、インクルージョン推進の取組を求めるとともに、事業所の個別支援計画において具体的な取組 等について記載しその実施を求める《運営基準》
- **保育・教育等移行支援加算**について、保育所等への移行前の移行に向けた取組等についても評価

《保育・教育等移行支援加算》「現行」500単位/回(1回まで) ※通所支援事業所を退所して保育所等に通うことになった場合

(退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合)

[改定後] 退所前に移行に向けた取組を行った場合 500単位/回(2回まで) 退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合 500単位/回(1回まで) 同 保育所等を訪問して助言・援助を行った場合 500単位/回(1回まで)

②保育所等訪問支援の充実

<効果的な支援の確保・促進>

- 訪問支援時間に下限を設定し、30分以上とすることを求める。事業所に対し、インクルージョン推進の取組、個別支援計画について、保育所や 学校等の訪問先と連携しての作成等を求める《運営基準》。フィート・バックやカンファレンス、関係機関との連携等においてわらくの活用を推進
- 訪問先施設に加えて、利用児童の支援に関わる医療機関や児童相談所等の関係機関 と連携して個別支援計画の作成やケース会議等を実施した場合に評価 (関係機関連携加算)

新設《関係機関連携加算》150単位/回(月1回まで)

自己評価・保護者評価・訪問先評価の実施・公表を求める《運営基準》とともに、 未実施減算を設ける

新設《自己評価結果等未公表減算》

所定単位数の85%算定 ※令和7年4月1日から適用

訪問支援員特別加算について、配置のみではなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、経験のある訪問支援員への評価を見直す

《訪問支援員特別加算》「現行」679単位/日

■ 【改定後】(I)業務従事10年以上(又は保育所等訪問等5年以上)850単位/日

※保育士等、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上の職員を配置

同 5年以上(同

3年以 F) 700単位/日

○ 職種の異なる複数人のチームでの多職種連携による支援について 評価 (多職種連携支援加算)

新設《多職種連携支援加算》200単位/回(月1回まで)

※訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を含む、職種の異なる複数人で 連携して訪問支援を行った場合

<ケアニーズの高い児のインクルージョン推進>

重症心身障害児等の著しく重度の障害児、医療的ケア児、強度行動障害を有する児へ支援を行った場合に評価 (ケアニーズ対応加算・強度行動障害児支援加算)

新設《ケアニーズ対応加算》120単位/日

※訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を配置し、支援

新設《強度行動障害児支援加算》200単位/日

※実践研修修了者を配置し、強度行動障害を有する児(児基準20点以上)に 対して、支援計画を作成し、基礎研修又は実践研修修了者が支援

<家族支援の充実>

家族支援の評価を見直す

「現行」《家庭連携加算》

居宅訪問 280単位 (1時間未満187単位)/回 (月2回まで)

「改定後」《家族支援加算》(I は月2回まで・Ⅱ は月4回まで)

(I) 個別の相談援助等 居宅訪問300単位(1時間未満200単位)/回

事業所等で対面 100単位/回 オンライン 80単位/回

(Ⅱ) グループでの相談援助等 事業所等で対面 80単位/回 オンライン 60単位/回42

障害児入所支援について、家庭的な養育環境の確保と専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での 障害児の育ちと暮らしを支える

(①地域生活に向けた支援の充実 ②小規模化等による質の高い支援の提供の推進 ③支援ニーズの高い児への支援の充実 ④家族支援の充実)

①地域生活に向けた支援の充実

- 移行支援計画を作成し同計画に基づき移行支援を進めることを求める《運営基準》
- 移行支援計画を作成・更新する際に、関係者が参画する会議を開催し、 連携・調整を行った場合に評価(移行支援関係機関連携加算)
- 特別な支援を必要とする児の宿泊・日中活動体験時に支援を行った場合に評価 (体験利用支援加算)
- **職業指導員加算**について、専門的な支援を 計画的に提供することを求める内容に見直す

「現行」《職業指導員加算》

8~296単位/日

《運営基準》

※職業指導員を専任で配置

新設《移行支援関係機関連携加算》

250単位/回(月1回まで)

新設《体験利用支援加算》

- (I)(宿泊) 700単位/日(1回3日・2回まで)
- (Ⅱ) (日中活動)500単位/日(1回5日・2回まで)

[改定後] 《日中活動支援加算》16~322単位/日

※経験を有する職業指導員を専任で配置し、 日中活動に関する計画を作成し支援

②小規模化等による質の高い支援の提供の推進

- できる限り良好な家庭的な環境の中で支援を行うことを求める
- 小規模グループケア加算について、 より小規模なケアとサテライト型の評価を見直す

《小規模グループケア加算》

[現行] 240単位/日 サテライト型+308単位/日

※専任の児童指導員等を1以上(サテライト型は2以上)配置

[改定後] 規模に応じて186~320単位/日 サテライト型+378単位/日 ※サテライト型は3以上(うち2は兼務可)配置

○ **基本報酬 (主として知的障害児に支援を行う場合)** について、利用定員規模別の報酬設定をよりきめ細かく(11人以上~40人以下の区分を 10人刻みから5人刻みに)設定するとともに、大規模の定員区分について整理(111人以上の区分を削る)

③支援ニーズの高い児への支援の充実

【 ※このほか、強度行動障害を有する児について、集中的支援加算(Ⅰ)広域的支援人材による支援:1000単位/日(月4回まで) (Ⅱ)他施設等からの受入れ:500単位/日(いずれも3月以内)も創設

強度行動障害児特別支援加算について、体制・設備の要件を整理し評価を見直すとともに、行動障害の状態がより強い児への支援に ついて、専門人材の配置等を求めた上で評価を見直す

《強度行動障害児特別支援加算》

「現行」 781単位/日

加算開始から90日間は+700単位/日

[改定後] (I) (児基準20点以上) 390単位/日

(Ⅱ) (児基準30点以上) 781単位/日 ※90日間+700単位は変更なし ※加配・設備要件を緩和。Ⅱについて中核的人材を配置

被虐待児に対して、関係機関とも連携しながら心理面からの支援を行った場合に評価(要支援児童加算)

新設《要支援児童加算》(I)(関係機関と連携した支援)

150単位/回(月1回まで)

(Ⅱ) (心理担当職員による計画的な心理支援) 150単位/回(月4回まで)

4家族支援の充実

入所児童の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を 行った場合に評価 (家族支援加算)

新設《家族支援加算》(I・Ⅱ それぞれ月 2 回まで)

- (I) 個別の相談援助等 居宅訪問300単位(1時間未満200単位)/回
 - 施設等で対面 100単位/回 オンライン 80単位/回

(Ⅱ) グループでの相談援助等 施設等で対面 80単位/回 オンライン 60単位/回